

# 秘密保持契約

御申込者様(以下「甲」という。)とイン・プラス株式会社(以下「乙」という。)は、甲乙間において開示される秘密情報について、次のとおり秘密保持契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条 (目的)

- 1 甲及び乙は、サービスの提供手段の一つとしてお互いのサービス連携することを目的として、相手方に対し、秘密情報を開示する。
- 2 甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を前項の目的以外に使用してはならない。

## 第2条 (定義)

- 1 本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法を問わず、秘密であることを明示して被開示者に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に該当しない。
  - ① 相手方から開示される以前に公知であった情報
  - ② 相手方から開示される以前から被開示者が保有していた情報
  - ③ 相手方から開示された後に被開示者の責によらず公知となった情報
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
  - ⑤ 開示者から開示された秘密情報によることなく、被開示者が独自に開発した情報

## 第3条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を厳重に保管・管理するものとする。
- 2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他の法律上の守秘義務を負う専門家に対して業務上開示する必要がある場合、裁判所からの命令、その他法令(金融商品取引所の規則を含む。)に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りではない。
- 3 甲及び乙は、前項ただし書きに基づき秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、事後的に当該事由とともに報告する。

## 第4条 (複製の禁止)

甲及び乙は、事前に相手方からの書面(FAX及び電子メールのやり取りによる合意を含む。)による承諾を得た場合を除き、秘密情報を書類又は電磁的記録媒体に複写又は複製してはならない。なお、本条に基づいて、秘密情報の複写又は複製がなされた場合、複写物又は複製物についても本契約の適用があるものとする。

## 第5条 (開示の範囲)

甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の役員又は従業員に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。なお、この場合、甲及び乙は、当該役員又は従業員に対して本契約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負う。

## 第6条 (秘密情報の返還)

甲及び乙は、甲若しくは乙が書面による要請を行ったとき、又は本契約が終了したときは、秘密情報（複製された場合はその複製物も含む。）を、開示者の指示に従い返還又は破棄するものとする。

#### 第7条（損害賠償義務）

甲又は乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、相手方が被った損害（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）の賠償をしなければならない。

#### 第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、WEBサイトの承諾をした日から365日後の日時の月末までとする。ただし、第3条は本契約終了後も3年間有効に存続するものとし、また、第4条乃至第7条及び第10条は本契約が終了後も有効に存続するものとする。また、甲及び乙より契約期間終了日の1月前迄に終了申し出が無い場合は継続的に延長するものとする。

#### 第9条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

#### 第10条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。本契約締結の証として、本契約の成立を証するため、本文を理解し、各自印刷して保管頂くようにします。

令和 5 年 9月15日制作

運営/制作会社 イン・プラス株式会社